

名古屋市告示第647号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第51条の25第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年12月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
社会福祉法人名古屋 市身体障害者福 祉連合会 名古屋市熱田区横 田二丁目 4番16号	熱田区障害者基幹 相談支援センター 名古屋市熱田区横 田二丁目 4番16号	一般相談支援 特定相談支援	2331100095	令和 6年 8月31日
一般社団法人ミン ト 名古屋市中川区横 前町68番地	相談支援事業所ミ ント 名古屋市中川区横 前町68番地	一般相談支援 特定相談支援	2331300216	令和 6年 8月31日
		障害児相談支 援	2371300225	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課